別記第六号（Ａ４）

検査結果表

（第１第１項第６号に規定する昇降機）

当該検査に関与した検査者		氏　名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

昇降機番号

番号	検査項目			検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	**機械室**							
(1)	機械室への経路及び点検口の戸							
(2)	点検用コンセント							
(3)	制御器	開閉器及び遮断器						
(4)		接触器、継電器及び運転制御用基板						
(5)		ヒューズ						
(6)		絶縁：電動機主回路（300V以下・300V超） 制御等回路の300Vを超える回路 制御等回路の150Vを超え300V以下の回路 制御等回路の150V以下の回路	ＭΩ ＭΩ ＭΩ ＭΩ					
(7)		接地						
(8)	巻上機	減速歯車						
(9)		綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ．製造者が指定する要是正となる基準値（　mm） ロ．やむを得ない事情により、点検者が設定する要是正となる基準値（　mm） ハ．綱車と主索の滑り等により判定	mm				
(10)		軸受						
(11)		ブレーキ	パッドの厚さ イ．製造者が指定する 要重点点検となる基準値（　mm） 要是正となる基準値（　mm） ロ．やむを得ない事情により、点検者が設定する 要重点点検となる基準値（　mm） 要是正となる基準値（　mm）	右　mm 左　mm				
			制動力					
(12)	そらせ車							
(13)	電動機							
(14)	主索の緩み検出装置							
(15)	主索の巻過ぎ検出装置							
(16)	速度　定格速度（　m／min）		上昇　m/min 下降　m/min					
2	**かご室**							
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床							
(2)	積載量の標識							
(3)	搭乗禁止の標識							
(4)	かごの戸							
3	**最上階出し入れ口**							
(1)	主索	径　最も摩耗した主索の番号（　） 直径（　mm）　未摩耗直径（　mm）	％					
		素線切れ 最も摩損した主索の番号（　） 該当する素線切れ判定基準（　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超　・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数　本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数　本					
		主索本数（　本） 要重点点検の主索の番号（　）　要是正の主索の番号（　）						
(2)	主索の張り							
(3)	主索の取付部							
(4)	上部リミット（強制停止）スイッチ							
(5)	かごのガイドシュー等							
(6)	かご吊り車							
4	**各階出し入れ口**							
(1)	昇降路における壁又は囲い							
(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠							
(3)	操作ボタン及び信号装置							
(4)	走行停止ボタン又はスイッチ							
(5)	ドアスイッチ							
(6)	ドアロック							
(7)	戸開放防止警報装置							
(8)	二方向同時開放警告装置							
(9)	積載量の標識							
(10)	搭乗禁止の標識							